第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に当たっての考え方(案)

第1 審査基準

1 栽培目的等の妥当性

大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適正なものであること 【考え方】

大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請に対して免許を与えることは想定しておらず、栽培目的の妥当性に係る基準が必要である。

また、需要を具体的に見込めない状態で栽培を開始した場合、売れずに処分に困ることなども想定されることから、あらかじめ譲渡先の目処をしっかり確認する必要がある。

2 栽培管理

ア 栽培地の場所及び面積が、栽培目的、栽培地周辺の環境等に照らして適切な ものであること

【考え方】

不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の面積、場所、周辺環境が事業計画の達成にとって適切なものである必要がある。

例えば、 栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして適切であること、 原則として栽培の面積が 100 ㎡以上であること等を求めることが考えられる。

イ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること

【考え方】

所有する大麻の滅失等の事故や濫用を防止するため、適正に大麻草の栽培や保管を管理できる必要がある。

ウ 適正に保管できる施設を備えていること

【考え方】

栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持ち出し許可が必要になる。

エ 管理体制が適切なものであること

【考え方】

例えば、 日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること、 法人又は団体である場合(自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下同じ。) は、大麻草の栽培における栽培、保管管理等、関連する工程に係る責任分担を明確にし、監督責任者がこれを統括するとともに、各責任者が密接に連携でき、かつ相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること、 法人又は団体である場合は、栽培に従事する者が明確になっていること等を求めることが考えられる。

オ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ濃度基準値を越えない大麻草の 種子等を用いて栽培することが明らかであること

【考え方】

特に前年度に免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないか 確認する必要がある。

また、低濃度 9 THCの大麻草の栽培を担保するためには、複数年の免許を与えるに当たっては、免許を与えるタイミングで種子等の元になる大麻草の 9 THC濃度を確認する必要がある。

カ 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること

【考え方】

近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する(しうる)場合及び野生種が発生しているような地域性がある場合に交雑防止措置がとる必要があるか検討し、他の栽培者の栽培地と一定の距離がとられているか、新たな種子を毎年作付けの際に外部から提供を受けているか、それが難しい場合には、ビニルハウス等を設置することなどによる交雑防止措置をとっているか(とるか)等を確認するものとする。

3 盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には盗難防止対策を行うこと。

【考え方】

第一種大麻草採種栽培者が栽培できる大麻草は、 9 THC の含有量が低い品種に限られていることに鑑み、設備等の措置が必要な場合であっても一般農作物の盗難防止対策を超えた著しく合理性に欠く義務を課さないこと。

大麻草に多寡に差はあるものの THC 類が含まれているものであることを念頭に、必要に応じて、下記に例示するような大麻草の盗難防止対策が行われる必要がある。

その際、第2条改正前大麻草栽培規制法においては、大麻草採取栽培者が栽培に供する大麻草の 9 THC 濃度の定めがないことから、堅牢な高い柵等を設けるといった厳格な栽培管理がなされていたが、改正法施行後においては第一種大麻草採取栽培者が栽培可能な大麻草の 9 THC 濃度は低いものとされており、濫用の危険性も減じられていることから、堅牢な高い柵等の措置は不要とし、栽培地の置かれている状況(昔から栽培されておりその地域に大麻草があることに違和感がない、これまでも地域で盗難がないよう監視しており堅牢な高い柵等が不要、栽培する品種が極めて低濃度で盗難の危険性が低い、栽培地や施設で盗難等が発生した際に栽培者がすぐに駆けつけられるところに常駐している)等を勘案し、どの程度盗難防止対策が必要か個別具体的に判断するべきであると考えられる。

例えば、 9 THC 濃度が低い大麻草を栽培していることを前提として、

人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場所の場合には、堅牢な高い柵を設けずに、注意喚起の看板を設置したり、定期的に見回りを行ったりすることに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完することが考えられる。

地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが 行われているなど、不審な外部者の栽培地への立入が困難な場合にも、堅牢な柵の設 置等の措置は必要ないと考えられる。

上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、 注意喚起の方法及び日常的な監視の状況などを勘案して、状況に応じた盗難防止対策 を検討すること。盗難防止のための措置を講じる場合にあっても、一般的な農作物の 盗難防止対策として実施している一般的な方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討 すること。

第2 その他

上記の審査基準に基づいて、免許を付与するにあたっては、以下のような条件 を付すことが考えられる

- ア 行政への報告、行政による立ち入りなどの監視指導に適切に対応・協力する こと
- イ 免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、そ の厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつな がるような宣伝や広告等を行わないこと